

2001年3月21日

#### 頂いたご意見

かねてから、原子力関係者の不祥事を契機に検討してこられ、制定の運びとなったことは結構なことだと考えます。しかし、JCO事故などを考えると、次のことも考慮しなければ、学会の自己満足に終わり、実際の意味はなさないのではないかと考えられます。最近の大きな事故は、学会にも入会していない小さな事業者が起こす恐れがあると考えられること。(社員が学会に出るような風土の企業は社員自から安全の見極めができるのであのような、いわゆる原子力事故は起こすことはないと考えます。)安全について社員の意見具申を聞かない、あるいは言わせない企業はないと言えるでしょう・・・学会が心配する必要はないのでは無いでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

行動指針前文の「非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても会員は一定の責任を有することを自覚しなければならない。」は学会が指導的役割を果たすことによって非会員の生じさせるトラブルの防止にも努めるという意思表示です。これは個人だけでなく組織も対象となります。(なお、JCOは会社として賛助会員で、社員数名が正会員でした)

#### 頂いたご意見

この倫理が定められても、犯罪は予防出来ません。JCOも科学技術庁が認可事項の遵守状況を細かく検査、監査していれば違法行為や犠牲者ができることは防げたと考えます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定制定だけで全ての倫理的問題が解決し、事故がなくなるなどとは考えておりません。法規にのっとった適切な検査制度やその実施等が並行してなされるべきことはいうまでもないことです。

#### 頂いたご意見

学会が、倫理を定めた場合、そのフォローはするのですか、出ただけですか・・・出した以上は責任を持って遵守状況を確認しなければ科学技術庁と一緒にです。これは学会の役割とはを考慮して、実効のあがるものにするべきでは無いでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

そのとおりです。学会は倫理規定を定めた上で、その考え方をできるだけ多くの会員に伝え、それをもとに会員が倫理上の問題について考える習慣をつけるよう促すべきです。また、必要によりこの倫理規定をさらによいものに改めてゆくための活動も続けるべきだと考えております。しかしこれはまだ先のことで決まっておりません。ご了承ください。